

# 令和8年度 電気自動車用充電器等設置費補助金

事業者  
向け

今年から電子申請始めました！

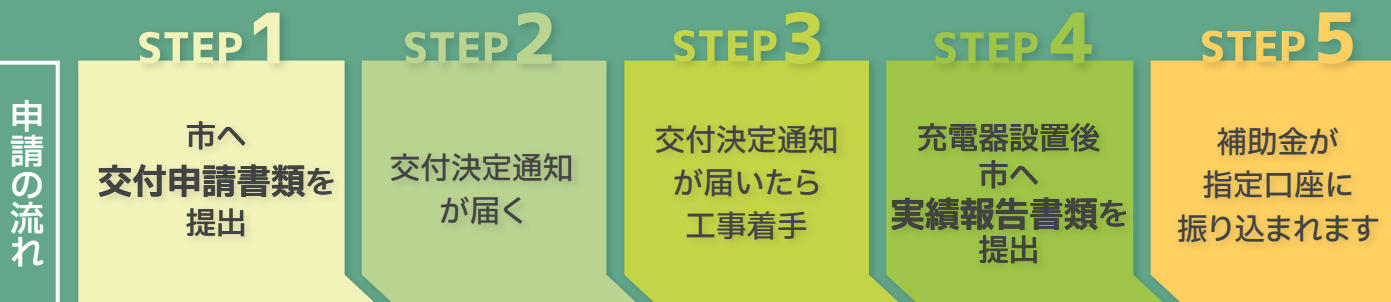


## 例えば マンションに充電器を3基設置する場合

①設置費 (税抜) (本体+工事費)	②国の補助金	市の補助金	=	自己負担額(税抜)
210万円	120万円	72万円		18万円
本体 60万円 工事費 150万円	本体 25万円 工事費 95万円	(①-②) × 4/5 上限 150万円		

約192万円  
もお得

- 金額は目安です。設置する機器、設置場所、工事の内容等により大幅に変動します。
- 本体および工事費については、集合住宅(既築分譲)でケーブル付き充電設備(6kW未満)の場合になります。その他の対象については経済産業省にのHPをご覧ください。



### 申請方法

下記電子申請フォームから申請してください  
※必要な添付書類があります(詳細はHP参照)

URL [https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerDetail\\_initDisplay?tempSeq=125788&accessFrom=](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=125788&accessFrom=)

申請は  
こちら



## 対象者

- 一般の方が利用可能な充電器等を設置する、法人及び個人事業主
  - 共同住宅(マンション等)敷地内に充電器等を設置する、法人、個人事業主及びマンション管理組合
  - 従業員の通勤車両・事業用車両向けに充電器等を設置する、法人及び個人事業主
- ※ 市内に設置するものに限る

## 対象経費

- ア. 本体購入費【充電器本体(普通・急速)、V2H】
- イ. 本体設置及び電気工事費
- ウ. 一般利用のための表示・看板類

## 補助金額

# 補助率 4/5

### 店舗・駐車場

**上限額** 1敷地100万円

※ 1基 50万円



### マンション

**上限額** 1敷地150万円  
(V2Hの場合は200万円)

※ 住民の合意形成のための資料作成費  
(15万円※)



### 事業所内に充電器を設置 (一般利用不可)

**上限額** 1敷地150万円  
(V2Hの場合は200万円)



※ 分譲マンションの管理組合が住民の合意形成のために必要となる図面など資料を作成する場合、その費用について15万円を限度額(補助額4/5)として補助します

## 申請期間

- 令和9年3月12日(金)までに申請書を提出すること
- 令和9年3月31日(水)までに実績報告を完了すること

## 注意事項

- 事前(設置工事の着工前)に申請することが必要です
- 国等の補助金を併用する場合、その補助額を対象経費から除きます
- 自社関連企業からの調達の場合、補助額が減額となる場合があります
- 5年間は補助目的以外の使用や譲渡等は原則できません

詳細は市ホームページをご確認ください!

令和8年度事業用電気自動車用充電器等設置費補助金

🔍 検索

詳しくはこちら

## お問い合わせ先

〒238-8550 横須賀市小川町11  
横須賀市役所 環境政策・ゼロカーボン推進課

☎ 046-822-8524

✉ [zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp)

